

# 江別市立上江別小学校 いじめ防止基本方針

平成26年10月(令和5年11月改定)

## 1. 基本理念

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、江別市立上江別小学校のいじめ防止のために策定いたしました。第3条の基本方針のもとに、上江別小学校では豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、すべての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進してまいります。

1. いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
  2. いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
  3. いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- 【いじめ防止対策推進法 基本理念 第3条】

## 2. いじめの定義、いじめの理解

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法 定義 第2条】

- ①個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行います。
- ②いじめの態様が多様であることを踏まえ、「心身の苦痛を感じているもの」という要件を限定して解釈することのないよう努めてまいります。

※具体的ないじめの態様には、冷やかす、仲間はずれ、叩く・蹴る、金品を隠す、嫌なことを無理やりさせる、SNSでの誹謗中傷などがあります。

- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- ・ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ③けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目して判断いたします。いじめは加害者・被害者だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であると認識しております。
- ④いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが必要となるものが含まれており、想定される主な事例には次のようなものがあります。

学校で起こり得る主な事例	該当し得る犯罪
性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ(刑法第 176 条)
同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。	自殺関与(刑法第 202 条)
顔面を殴打しケガを負わせる。	傷害(刑法第 204 条)
同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。	暴行(刑法第 208 条)
裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫(刑法第 222 条)
遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。	強要(刑法第 223 条)
教科書等の所持品を盗む。	窃盗(刑法第 235 条)
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。	恐喝(刑法第 249 条)
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画を SNS 上のグループに送信したりする。	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）

これらの対応にあたっては、教育的な配慮や被害児童の意向を十分に配慮したうえで、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に相談・通報を行い、適切な援助を求める必要があると考えております。

### 3. いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教諭、養護教諭等による「いじめ対策委員会」を設置しております。必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門家の出席もお願いいたします。

この委員会は、年間計画の作成や校内研修の企画、相談窓口の役割、いじめの情報の共有、被害児童への支援や加害児童への指導方針の決定などを組織的に実施する役割を担っております。

#### 【いじめ対策委員会の主な役割】

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行ってまいります。
- ② 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を進めてまいります。
- ③ いじめ対策委員会の存在及び活動について、児童の皆さんや保護者の皆さまへ周知を図ってまいります。
- ④ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担います。
- ⑤ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めてまいります。
- ⑥ いじめの早期発見や事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行います。
- ⑦ いじめ(「疑い」を含む)を察知した場合には緊急会議を招集し、情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取(アンケート調査)による事実関係の把握、およびいじめであるか否かの判断を行います。
- ⑧ いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者の皆さまとの連携といった対応を組織的に実施してまいります。
- ⑨ 学校いじめ防止基本方針による取組が、より実効性の高いものとなるよう、適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを実施いたします。

## 4. いじめの未然防止のための取組

### (1)豊かな心と絆を育む教育

児童が互いを認め合い、温かい人間関係を築ける環境を整えます。

- ①主体的に考える活動：すべての児童がいじめについて自ら考え、議論する場を設けています。
- ②豊かな心と体の育成：道徳教育や、きまりを守る心、相手を思いやる心を育む教育を推進します。
- ③自己肯定感を育む：授業や行事、体験活動を通じて、児童が自分を大切に思える心を育みます。
- ④コミュニケーションの充実：心が通じ合う対話力を高め、主体的に参加できる学級づくりを行います。

### (2)児童が主体となる活動の支援

「自分の力で学校を良くしている」「誰かの役に立っている」という実感を大切にします。

- ①いじめゼロ運動：「なかよし集会」などの児童会活動を通じて、子供たちの手でいじめのない学校を目指します。
- ②異学年との交流：違う学年のお友達との交流を深め、他者から認められる喜び(自己有用感)を高めます。

### (3)一人ひとりに寄り添う指導体制

教職員一同、児童の小さな変化を見逃さないよう、専門性を高めてまいります。

- ①教職員の資質向上：定期的な校内研修を行い、指導力の向上に努めます。
- ②細心の注意を払った指導：私たち教職員の言動が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、常に自律した指導を徹底します。
- ③多様な背景への配慮：発達障がい、家庭環境、外国につながる背景、性的マイノリティなど、特に配慮が必要な児童には、プライバシーを守りながら、組織的に適切な支援を行います。

### (4)安全な環境と「SOS」への対応

デジタルの安全を守り、児童が勇気を出して相談できる環境をつくります。

- ①インターネットの安全：外部講師による「ネットモラル教室」や、自分たちで決める「ネット利用ルールづくり」を行い、ネット上のいじめを防ぎます。
- ②SOSを出せる関係づくり：児童が「いじめを止めさせる行動」の大切さを理解し、信頼できる大人にいつでもSOSを発信できるよう、日頃からの見守りと信頼関係を築きます。

## 5. 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい形で行われることが多いことを認識しております。

- ①ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持つて的確に関わり、いじめを積極的に認知することに努めます。
- ②児童がSOSを出しやすいよう「援助希求的態度」を育成し、相談があった場合には教職員が児童の心情に寄り添い、迅速に対応することを徹底いたします。
- ③定期的ないじめアンケートや個人面談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整えてまいります。

## 6. いじめへの対処

いじめを発見したり、通報や相談を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」へ報告し、学校全体で組織的に対応します。

- ①各教職員は、学校の方針に沿って、いじめに関する情報を適切に記録し、保存いたします。
- ②組織内で情報を共有した後は、事実関係を確認し、組織として対応方針を決定します。  
その際、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、最後まで守り通します。
- ③いじめが犯罪行為にあたりと判断される場合には、あらかじめ保護者の皆さまへ説明した上で、警察へ相談・通報を行います。
- ④加害側の児童に対しては、その子の成長を願う教育的な配慮を前提としながらも、い

じめを許さない毅然とした態度で指導します。

- ⑤周りで見ている(傍観者の立場にいる)児童に対しても、いじめているのと同様であることをしっかりと指導します。
- ⑥いじめへの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の皆さまのご協力、そして関係機関や専門機関との緊密な連携の下で取り組んでまいります。
- ⑦いじめられた児童の心の傷を癒すため、スクールカウンセラーや心の教室相談員、養護教諭などが連携し、一人ひとりに寄り添った指導と支援を行います。

## 7. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめを未然に防ぐため、児童と保護者の皆さまに対して、情報モラルに関する啓発活動を実施してまいります。また、教育委員会が実施するネットパトロールに加えて、学校でも必要に応じてパトロールを行い、関係機関と連携・協力して対応を進めてまいります。

### 【主な取組】

- ①外部講師を活用したネットモラル教室の実施: 専門家の方を招き、インターネットの安全な使い方を学ぶ機会を設けます。
- ②ネットパトロールの実施: 不適切な書き込みなどがないか、必要に応じて確認を行います。
- ③ネットマナーの向上を目指した児童会活動: 児童同士でマナーについて考え、高め合えるよう児童会活動を推進します。
- ④児童が主体となったネット利用ルールづくり: 児童自身が主体となって、自分たちで守るべきネット利用のルールを作ります。

## 8. いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできないと考えております。いじめが「解消している状態」と判断するためには、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ①いじめ行為が止んでいること: 児童に心理的、または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます)が止まっている状態が、相当の期間継続している必要があります。この期間は、少なくとも3か月を目安としています。
  - ②児童の心身の苦痛がなくなっていること: いじめの行為が止んでいるか判断する時点で、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないと認められる必要があります。これについては、面談などを通じて丁寧に児童の状況を確認させていただきます。
- いじめが解消に至っていない段階では、学校が児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確

保する責任を担います。いじめ対策委員会は、解消に至るまで支援を継続するため、具体的な支援内容、情報の共有方法、教職員の役割分担などを含めた「対処プラン」を策定し、確実に実行してまいります。

また、いじめが解消したと判断された後であっても、再発する可能性が十分にあることを常に念頭に置きます。被害・加害双方の児童について、その後も日常的に注意深く見守りを続けてまいります。

## 9. 学校間の連携

進学や転学の際には、いじめに関する指導記録等の引継ぎを確実にいき、切れ目のない支援に努めてまいります。

## 10. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

「重大事態」とは、法律の規定に基づき、次のようなケースを指します。

- ①生命・心身・財産への重大な被害：いじめにより、児童の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ②相当期間の欠席：いじめにより、年間30日を目安とする相当の期間、学校を欠席せざるを得なくなった疑いがあるとき。

### 【判断と対応のポイント】

- ①児童の状況を重視します：被害の内容については、いじめを受けた児童自身の状況に着目して判断いたします。
- ②申し立てを重く受け止めます：児童や保護者の皆さまから「重大な被害が生じた」という申し立てがあった際は、その時点で重大事態として誠実に取り扱います。
- ③情報を大切にします：皆さまからの申し立てには、学校が把握しきれていない極めて重要な情報が含まれている可能性があるため、調査を行わずに重大事態ではないと断定することはいたしません。

### (2) 学校による調査

万が一、重大事態が発生した場合には、以下のように調査を進めてまいります。

- ①速やかな報告：重大事態が発生した際は、速やかに教育委員会に報告し、協議の上でどこが主体となって調査を行うかを決定いたします。
- ②公正な調査組織：学校が調査主体となる場合は「いじめ対策委員会」が実施します。事案の性質によっては、公平性や中立性を確保するため、専門知識を持つ第三者の参加を依頼することもあります。
- ③真摯な事実確認：事態を真摯に受け止め、アンケート等を通じて網羅的に事実関係を

把握いたします。その際、児童の学校復帰を妨げることがないように十分に配慮いたします。

- ④適切な情報提供：調査により明らかになった事実については、被害を受けた児童や保護者の皆さまに対し、適切な方法で適宜報告を行い、必要に応じて経過も共有いたします。
- ⑤教育委員会への協力：教育委員会が調査主体となる場合も、指示のもとで資料提供などの協力を全力で行います。

学校とご家庭がしっかりと手を取り合い、児童一人ひとりの健やかな成長を温かく見守っていきたいと考えております。どんなにささいなことでも構いません。児童のことで気になることがございましたら、いつでもお気軽にご相談ください。

# 重大事態対応フロー図

